

第1回 市川市市民活動団体事業補助金審査会 次第

日時：平成28年5月26日（木）午前9時50分から

場所：アクス本八幡2階 ボランティア・NPO活動センター

次 第

1. 委嘱式（辞令交付式）
2. 挨拶
3. 会長及び副会長の選出
4. 議 題 ：
 - （1）市民活動団体事業補助金審査にかかる審査方法について
 - （2）市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について
 - （3）その他
 - ・部会の構成について
 - ・市川市公の施設使用料減額団体検討懇話会のスケジュールについて

[資料]

- 資料1. 平成28年度市川市市民活動団体事業補助金ガイドブック
- 資料2. 申請書類記入例
- 資料3. 市川市市民活動団体事業補助金 審査票
- 資料4. 審査の進め方（事務局案）
- 資料5. 公の施設使用料減額団体検討懇話会のスケジュール

市川市市民活動団体事業補助金審査会会議録

1. 日 時：平成 28 年 5 月 26 日（木） 10 時 10 分～11 時 20 分
2. 場 所：市川市ボランティア・NPO活動センター
3. 目 的：審査方法について、審査の進め方について、その他
4. 出席委員：金丸会長、小笠原副会長、吉田委員、原科委員、岩松委員、城委員、大西委員
浅野委員、岩間委員、荒井委員（10 名）
5. 事務局：鈴木課長、佐久間主幹（2 名）
6. 内 容

金丸会長： ただいまから「第 1 回市川市市民活動団体事業補助金審査会」を開催いたします。
それでは、本日の会議を始めるに当たって、事務局から報告事項等がありましたら
お願いいたします。

事務局： 本日は委員 10 名の方全員が出席でございます。
規則第 15 条第 5 項に定める会議開催の要件を満たしておりますので本会議は成
立いたします。
なお、本日の議題の中には、非公開情報が含まれておりませんので、公開会議で
あることをご了承ください。

金丸会長： 本日は議題として 3 件 予定されています。
はじめに、「市民活動団体事業補助金審査に係る審査方法について」事務局から説
明していただきます。

事務局： 今回審査をお願いする「市民活動団体事業補助金」は、前年度までの「1%支援
制度」の後継制度として、市民活動団体の行う事業に対して補助を行う制度です。
「1%支援制度」は市民からの投票により補助額を決定する仕組みであったため、
市民へのPR、会員数や会員の年代によって補助額に差が出てしまい団体から不満
が寄せられていました。また、投票を行うために補助額と同等の経費がかかってお
り、費用と効果の面で議会から指摘を受けていました。

このようなことから、投票により補助額を決定する仕組みを見直し、要件に合致
するかどうかにより補助を行う方法としました。

補助制度の手続きの流れは、団体からの補助申請、審査会での審査、交付決定、
団体への補助金概算払い、事業の実施、審査会での事業報告の審査、補助金の精算
までが一連の流れになります。

本日の説明は、6 月 1 日から補助申請の受付が始まりますので、補助申請に対す
る審査について説明いたします。

申請事業数は 120 事業前後と予想しており、内容も多岐に渡るため、申請書類か
ら容易に判断できる項目については、事務局で判断し、審査会に報告します。

この補助金制度の目的は、団体の活動支援と促進に加え、活動への市民参加者を
増やしていくことです。

審査員の皆様には、申請された事業が「市の税金を使って補助金を出すのにふさ
わしい（市民の理解が得られる）事業」かどうかという視点で審査をお願いしたい
と考えていますのでよろしくお願いいたします。

説明は主にガイドブックと記入例を見ていただきながら進めてまいります。

なお、この 2 つの資料は、1 月に実施した団体向けの説明会で配布したものです。

ガイドブックの 5 頁をご覧ください。

補助制度の概要について説明します。

この制度は市民活動団体が自主的に行う社会貢献活動の費用の一部を補助します。補助は、1年度に1回、1事業のみとします。ただし、1事業の捉え方は目的が同じであれば、講演会と研修会のようにいくつかの事業を合体して1事業とすることも認めます。

補助額は、事業費総額のうち、補助対象となる経費総額の1/2、上限30万円。補助対象経費は14頁記載の各費目になります。食糧費や備品購入費は認められません。

4回目以降の補助額は、審査会で補助の継続が認められた場合に限り、補助対象経費総額の1/2、上限15万円となります。

補助の妥当性を判断するために審査会の審査を経て予算の範囲で補助金を交付します。

次に補助を受けるための要件になります。大きく分けて2つあります。

1つ目は団体要件。2つめは事業要件です。

団体要件の説明をさせていただきます。ガイドブックの7頁をご覧ください。

要件1として市民活動団体であること

一番上の図をご覧ください。市民活動団体であるためには、「市民の参加がある活動」が50%以上あることが必要となります。

この50%をどのように判断するかというと、記入例の8頁をご覧ください。

これは、申請書の添付書類になります。前年度の団体が行った活動について、上段は市民の参加がある事業、下段はそれ以外の事業に分けています。

判断材料は3項目あり、従事者の延人数、受益対象者の延人数、事業費です。

この3項目を参考に市民活動団体かどうかを判断します。

全ての項目が50%を超えている場合は、市民活動団体と認めます。

50%を超えない項目がある団体については、申請書類等から事務局で判定を行います。事務局で判定することが難しい場合は審査会で意見をお伺いします。

事務局で判定を行う例として、慰問を行う団体（マジック、楽器演奏など）は、慰問のための練習を行っています。練習は市民の参加がない事業に該当するため、受益対象者と事業費の項目で50%を下回る可能性があります。ただし、申請書類等から慰問活動が団体の主要な事業であると判断できる場合は、市民活動団体と認めても差し支えないと考えています。

ガイドブックの7頁にお戻りください。

このほか、営利、宗教活動、政治活動、公職の推薦に該当しないことをクリアする団体を市民活動団体とします。

団体要件をクリアするためには、市民活動団体であって、ガイドブック9頁にある次の8つの要件を満たすことが必要です。

(1) 市内に事務所があり、市内で活動していること

(2) 規約、会則、定款等を有していること

規約等に記載されていないと認められない項目があります。

(3) 会員等が5人以上いること

(4) 申請書を提出する時に、1事業年度以上継続的に活動していること

(5) 法令、条例などに違反する活動をしていないこと

(6) 公の秩序又は善良の風俗を害する活動をしていないこと

(7) 申請書を提出する年度から起算して5年以内に、偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたことにより当該決定の全部又は一部を取り消されていないこと

(8) 暴力団員や暴力団密接関係者が団体の代表者、役員その他これらと同等の責任を有する者として当該市民活動団体の事業活動の支配をしていないこと

の8つの要件は申請書類から判断できるため、原則として事務局で内容の確認を行

います。

次にガイドブックの11頁をご覧ください。

事業要件として10の要件があります。

団体要件と同じように(1)から(9)までは、申請書類から判断できるため原則として事務局で判定を行います。要件について読み上げると、

(1) 規則で定める分野の事業であること。さきほどの7頁※2のとおりです。

(2) 市内において実施するものであること。市川市のPRにつながる事業や市外のキャンプ場で行われる事業などは例外として市外で行う事業も補助対象事業とします。

(3) 営利を目的としないものであること

(4) 市民を主たる対象とするものであること

(5) 団体を構成する者のみを対象とするものでないこと

(4)(5)については市民の福祉に寄与すると認める場合、例えば、障害者の福祉のために行われる事業については、この要件を満たさなくても補助対象事業とします。

(6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成するものでないこと

(7) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するものでないこと

(8) 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推進し、支持し、又はこれらに反対するものでないこと

(9) 申請する事業に対し、市川市から助成金、補助金、給付金などを受けていないこと

ここまでの要件は、申請書類から事務局で判断できるものと考えています。

審査会での審査をお願いしたいのは(10)事業の実施に係る基準に適合していることとなります。

ガイドブック12頁、13頁をご覧ください。

冒頭に申し上げた「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい(市民の理解が得られる)事業であること」など7つの項目があります。

1つめの「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業」とは具体的には、市民が日頃の生活の中で「困った」「心配だ」と感じたり、「実現すると今よりももっと暮らしやすくなる」と思える問題を、自主的、自発的に解決、改善しようとする事業になります。したがって、趣味の活動は補助対象になりません。

また、事務局では、市川市民に直接のメリットが感じられない事業を補助対象事業とすることに疑問を感じています。1%支援制度で行われた事業では、市外の支援を対象とした事業、海外の問題に取り組む事業などがありました。

他にも、団体の規約等で目的としている内容に合致する事業であること

社会通念上問題のない方法で行われる事業であること。これは、税金を使うにふさわしいという観点から、ギャンブル的なもの飲酒等を用いた事業はふさわしくないと考えています。

スポーツ大会や演奏会、発表会など会員の活動を発表するような事業は、会員のためだけに行われる事業とも考えられますが、市民が観覧したり、参加したりできるものであれば、補助対象とします。

このように具体的な項目を判断して、「市の税金を使って補助金を出すのにふさわしい事業」かどうかについての審査をお願いします。

2つめは、事業の実施により、目的を達成できる見込みのある事業であること。

これは、目的達成のために最も効率的な方法がとられているかどうかを審査していただきます。

ここまでの2つの項目を中心に審査会で審査をお願いしたいと考えています。

3つめ以降の項目、事業に関する広報活動を行っていること、事業が適正に行える実施場所が予定されていることなどは、申請書類から判断がつくものと考えています。

実際の審査にあたっては、チェックリストを準備します。

資料3「市川市市民活動団体事業補助金審査用審査票」と資料2の記入例をご覧ください。審査票の黄色になっている部分が、さきほど説明した、2つの項目です。

審査項目の順番がガイドブックと変わっていますが、申請書のどの部分を見て判断するかを記入例を使い説明していきます。

例えば、審査票2番の「市民が日頃の生活の中で「困った」「心配だ」・・・」については、記入例4頁の①をご覧ください。

「解決したい地域課題は何ですか」に対する回答が、市民の何らかの問題を解決しようとする問題と感じられれば○が付きます。

審査票3番の「市川市民に効果が及ぶ事業である」は、申請事業を行うことで地域課題により困っている市民に効果が及ぶと感じられれば○が付きます。

このように、審査票に沿って、○△×をつけていただくと事業の概要がわかるように考えました。

最終的には、審査票の一番下にある総合判定を記入してください。

総合判定に△又は×をつけた場合は、審査員が申請事業のどの部分に疑問を感じているかを説明していただき、申請団体に文書で説明を求めることを予定しています。

審査委員の皆様申請書類をお渡しするときに、審査票の黄色部分については、事務局で申請書類から抜粋して要約したものを一覧表にまとめたほうがよいかどうかについてご意見を伺いたいと考えています。

事務局では、要約することによって、事務局の意思が入ってしまうことを懸念しています。

次にガイドブック14頁、15頁をご覧ください。

団体要件、事業要件を満たした事業は補助対象事業となりますが、補助額については、経費の要件に合致するものでなければなりません。

経費については事務局で判断を行い、疑義がある費目について審査会の意見をお伺いしたいと考えています。

この補助金制度で認められる経費は、表に記載されている項目だけになります。

事業遂行のために直接要する経費が対象となるため、団体の維持、運営に要する経費（団体の人件費、事務所の家賃、光熱水費等）は対象となりません。

「1%支援制度」では「食糧費」「備品購入費」は認められていましたが、この制度では原則として認められなくなりました。

記入例の7頁をごらんください。

団体からはこのように費目ごとの補助対象金額や積算を記入してもらいます。

さらに、この補助金制度では例えば報償費が4万円のところを3万円であったため、1万円分消耗品を買うといった流用を認めていません。

ガイドブック15頁をご覧ください。

14頁の補助対象費目のうち、補助対象とならないものが記載されています。

団体構成員に対して支払われる報償費、使用料及び賃借料は認められません。

例としては、研修会を開催し、その講師を団体構成員が務める場合やその会場を貸し出す場合で、このような場合の団体構成員に対する支出は補助対象経費と認めません。

他にも、スポーツ大会やコンテスト等のメダルや参加賞など、参加者に与えられる記念品は補助対象経費と認めていません。

審査会で意見をお伺いする例として、事業が子どもに茶道を教える内容で、お茶と

お菓子を補助対象として欲しいとの要望がありました。

茶、お菓子は食糧費に該当するため、認められないと話をしましたが、茶道とはお茶とお菓子いただくことで作法を身に付ける伝統文化なので、この補助金が茶道のような伝統文化を除外するものか見たいので、そのまま申請すると言われていました。このような場合は、審査会で意見をお伺いすることになります。

これまで説明させていただいたことをまとめると、この補助制度は、「1%支援制度」と比べると、団体要件に大きな変更はないものの、補助額の決定方法が投票から審査会での審査に変わったことにより、事業の公益性をより重視し、補助対象経費も精査されたものとなっています。

審査をお願いしたい事項は、①団体要件のうち市民活動団体かどうかを事務局で判断できないもの。②市民が参加する活動が50%以下の団体について、事業要件の「税金を使って補助するにふさわしいかどうか」③経費要件のうち、事務局で判断できないもの、次年度以降の審査事項として、前年度の事業と同じ目的の事業かどうか
意見をお伺いしたい事項は、申請書類をお送りする際に、審査票の黄色の項目は、申請書類の該当箇所を要約して一覧表にした方が良いかになります。
説明は以上になります。

金丸会長 : ただいまの説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

城委員 : 審査委員が○、△、×を判定するというのですが、審査委員が1人でも△や×と判断したら補助対象とならないのですか。

事務局 : 審査方法はこの後で説明しますが、審査委員を5人一組に分け、部会を組織し、部会の中で1人でも△又は×をつけた場合は審査委員全員で審査することを予定しているため、1人の意見で補助の可否が決定するわけではありません。

原科委員 : 資料3の審査票を色分けした主旨は何ですか。

事務局 : 申請事業数が多いため、申請書類から審査票の該当部分を見つけることは大変な作業になると予想しています。そこで、申請書類を抜粋した一覧表を作ることを考えています。
ただし、抜粋してまとめる作業の際に、事務局の判断が入ってしまうことを危惧しています。

原科委員 : 抜粋ではなく、該当箇所を全て入れれば良いのではありませか。
機械的にやった方が良いと思います。

岩間委員 : 申請書類の見る項目は、同じところになりますか。

事務局 : 他の部分も見ていただいて判断してもらえるのが一番ですが、基本は申請書の同じ部分を見て審査することになります。

大西委員 : ポイントがわかりやすくなるので要約で良いと思います。

事務局 : **参考として1%支援制度の申請書綴りを提示（幅10cmのドッチファイル1冊）**

この綴りと同じボリュームの資料をお渡しすることになります。

小笠原委員： 要約したものを見て判らなければ、申請書に戻れば良いので、要約したものを準備してもらった方が良いと思います。

大西委員： 原本と別に作成するのですか。

事務局： そのとおりです。

岩間委員： 要約を見て判らない部分について申請書を見ることになりますか。

事務局： その方が審査をしやすいと思います。

荒井委員： わかりやすくするために、付箋をつけることはできますか。

事務局： 事業数が多いので、付箋が多くなり、かえって見づらくなるかもしれません。

金丸会長： 1%支援制度の審査の経験から、ある程度まとめてある方が審査はしやすいです。事務局で、申請書類から該当箇所をそのまま転記した一覧表を作成してください。

事務局： わかりました。

金丸会長： 次の議題2「市民活動団体事業補助金審査会の審査の進め方について」事務局から説明をお願いします。

事務局： 資料4をごらんください。

6月1日から14日まで受け付けた申請書類を7月2日までに委員の皆さんにお送りします。

6月14日から7月2日の間については、申請団体が書類の訂正や補足資料を提出する期間、事務局が書類をとりまとめる期間として約2週間をいただいています。

審査の第1段階として、部会を組織します。

10人の審査員を5人ずつ2グループに分けて、申請事業の半数、最大で75事業程度についての審査をお願いします。

部会では、5人全員○と判断した事業は、1回目の全体会で報告し、補助決定とします。

○以外の事業は、審査委員に疑義の内容をお伺いします。

欠席者は事前に判定と、△、×の場合の意見をいただきます。

日程は7月11日から15日の午前又は午後の2時間から3時間程度を予定しています。

次に、全体会の1回目について説明します。事務局からの案は2つあります。

A案として、部会での疑義に対して団体から提出された回答でも、疑義が解消されない場合について、出席委員の過半数がヒアリングを必要と判断した事業は、全体会2回目で当該団体のヒアリングを行います。

以前、お話ししたときは、市民に対して、補助対象事業を厳格に判断していることを説明するために10人の審査員うち1人でも△又は×がついたら全体会2回目でヒアリングを行う予定と説明しました。

しかし、この場合は過半数の賛成が得られている事業について補助決定しないことになるため、補助金の交付が遅れることによる不利益が団体に生じるため、適当ではないとの判断になりました。

そこで、事務局では、A案として、出席委員の過半数がヒアリングを希望した場合

は、全体会2回目で可否決定を行い、その他の団体については可否決定を行うこととしています。

A案の場合は、全体会2回目に進む団体が多くなりすぎると可否決定に時間を要します。

団体への事前説明会では、審査会の進め方として、書類審査で交付決定の判断ができない事業については、文書による質疑応答やヒアリングを行い、団体の納得性を高めることを事務局案として提案すると説明しています。ガイドブック16頁のとおりです。

次にB案については、文書回答を基に可否決定を行います。

規則では、ヒアリングを行って決定することまでは定めていませんが、説明会で不交付の判断をする前に、団体から直接意見を聞くことを検討しているとお伝えしているところです。

ご意見を伺いたいのは、審査会の進め方を部会、全体会1回目、全体会2回目の3段階で進めてよいかどうかと全体会1回目をA案とB案のどちらで進めるかについてになります。なお、全体で行う審査会は公開になります。説明は以上になります。

金丸会長 : ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

事務局からは、審査を三段階で行うことと、団体のヒアリングを行うかどうかについて提案がありました。

吉田委員 : A案の場合は、全体会1回目と2回目の間に、ヒアリング用の審査会を開くということですか。

事務局 : 全体会2回目にヒアリングを行い、その場で可否の決定を行う予定です。

吉田委員 : 団体説明会での反応はどうでしたか。30万円のためにヒアリングまですることに不満の声はありませんでしたか。

事務局 : 団体は書類だけで不交付の判断をされたくないとの思いがあるようで、ヒアリングに反対する意見はありませんでした。ただし、実際にヒアリングをした場合に不満が出る可能性はあると考えています。

吉田委員 : 全体としてはしっかり説明することを望んでいるということですね。

荒井委員 : 部会の事業の分け方はどうなりますか。

事務局 : 申請順に前半、後半で分ける事を考えています。

原科委員 : 偏りをなくすために、申請順を偶数、奇数で分けたらどうでしょうか。
また、ヒアリングを行う際の条件が、出席委員の過半数が希望した場合になりますが、2人位の委員が希望すればヒアリングを行った方が良いのではありませんか。

岩間委員 : 事業を半分に分けたら、自分の担当分を審査すれば良いのでしょうか。

事務局 : 申請書類は全件分お送りしますが、基本は自分の担当分について審査をお願いします。

- 金丸会長 : A案で進めて良いでしょうか。
団体から見ると説明する機会があった方が良いと思います。
ヒアリングを行う際の決まりはありますか。
また、ヒアリングは事務局で行いますか。
- 事務局 : 議事は出席議員の過半数を持って決すると規定されています。
ヒアリングは審査委員から行ってもらいます。全体会2回目で、△や×をつけた理由に関して質問していただければと思います。
- 原科委員 : 1人、2人であっても決定前の情報収集の段階では、判断材料を集めるためにもヒアリングを行った方が良いと思います。ただし、あくまで意見なので、他の皆さんが出席委員の過半数で良いということであれば構いません。
- 岩本委員 : ヒアリングに来るのは団体の代表者になりますか。
- 事務局 : おそらく、代表者が来ると思います。
- 岩松委員 : 審査票の色つき部分は、要件に合っているかどうかを文書だけで確認できないこともあるので、ヒアリングで確認して、団体には制度にふさわしい内容で活動をしてもらうことが一番良いと思います。
A案で、ヒアリングの対象は出席委員の過半数として、良い活動を応援していくという考えで良いのではないのでしょうか。
- 原科委員 : 全体会1回目でヒアリングを行うことはできますか。
- 金丸会長 : 対象数が多くなり難しいと思います。A案で良いのではないのでしょうか。
- (他の審査員も了承した様子)**
- 岩間委員 : 申請書類だけで判断するのは難しいと感じていますが、写真のように他に判断材料となるものはありますか。
- 事務局 : 1%支援制度と同様の事業については、平成27年度の実績報告書に添付されている写真を見ていただくことは可能です。
- 小笠原委員 : 団体の活動を把握するなら、ホームページを閲覧したらどうでしょうか。
- 事務局 : ボランティア・NPO Webに多くの団体が登録していますので、活動の概要はわかると思います。
- 金丸会長 : 他に質問がないようでしたら、次の議題3「その他 部会の構成について」事務局から説明をお願いします。
- 事務局 : 部会の構成と今後の審査会の日程についてお知らせいたします。
部会は、A部会として7月13日水曜日、午後1時30分から午後4時まで、場所はボランティア・NPO課を予定しています。
A部会の委員は、小笠原委員、原科委員、岩松委員、城委員、荒井委員にお願いしたいと思います。
B部会は、7月14日木曜日午前9時30分から正午まで、場所はボランティア・

NPO 課を予定しています。

B部会の委員は、金丸会長、吉田委員、大西委員、浅野委員、岩間委員にお願いしたいと思います。

次に、全体会1回目については、8月3日水曜日、午後1時30分から午後4時30分まで、場所は本庁舎3階 第5委員会室を予定しています。

次に、全体会2回目については、8月26日金曜日、午前9時30分から正午まで、本庁舎3階 第4委員会室を予定しています。

なお、部会の構成と審査会の日程は、事前の日程調整により事務局でおこなったのでご了承ください。

説明は以上になります。

金丸会長 : ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

質問がないようでしたら、次の議題「公の施設使用料減額団体検討懇話会のスケジュールについて」事務局から説明をお願いします。

事務局 : 資料5をご覧ください。

事前にお知らせしたとおり、本審査会は「公の施設使用料減額団体検討懇話会」の委員を兼ねております。

懇話会の今後のスケジュールについてご説明いたします。

各団体からの申請書類を取りまとめ、8月上旬に審査委員の皆様にお送りいたします。お送りする資料は2頁以降の申請書、活動内容一覧表になります。

なお、懇話会の日程は8月26日金曜日の午後2時から午後4時、場所は本庁舎3階 第4委員会室を予定しています。説明は以上です

金丸会長 : ただいまの説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

全体をとおしての質問でもかまいません。

岩松委員 : 1%支援制度から新しい制度に変えた理由を団体にどのように伝えていきますか。

事務局 : 同じような活動をしていても、PRによって交付される補助金に差がでてしまうことに不公平であるとの意見があったこと、投票に要する費用が多く、費用対効果の面で議会から指摘を受けていたことなどが制度を変えた理由です。

岩松委員 : 新しい制度で、説明のあった点は是正されたということですね。

事務局 : そのとおりです。

金丸会長 : 他にご意見がないようでしたら、本日の議題は全て終了といたしますが、事務局から連絡事項などがありますか。

事務局 : 3点連絡事項があります。

1点目は、本日の議事録を事務局で作成するので内容の確認をお願いいたします。

メール又は郵便でお送りいたします。

2点目は、報償金の支払いの際に、口座登録申出書とマイナンバーカードの写し又はマイナンバー通知カードの写し及び運転免許証の写しなどの身分証の提出が必要となりますので提出をお願いします。

3点目は、次回の部会の開催案内は、別途お送りしますので、出席をお願いいたします。連絡は以上です。

金丸会長 : それでは、以上をもちまして、第1回市川市市民活動団体事業補助金審査会を閉会といたします。

以上